

令和3年3月

入札参加有資格者の皆様へ

大 阪 市

測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数制限の対象業務
について

標題について、次のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に公告する案件

2 対象業務

対象種目 100 測量 に該当するもの。ただし、次に該当する測量は除く。

- ・ 車載写真レーザ測量による地形図作成
- ・ 道路台帳補正
- ・ 無人航空機を用いた国指定史跡の測量
- ・ 官民境界等先行調査測量
- ・ 渡海測量
- ・ デジタル空中写真測量
- ・ デジタル地形図修正に関する公共測量

上記の他、案件の特性や前年度又は前々年度の類似案件の入札結果等を鑑みて、20者以上の応札者が見込めないと本市が判断した案件については、受注可能本数制限の対象から除外することがある。

3 その他

対象業務については、令和3年3月1日に「入札・契約制度に関するお知らせ」に掲載した「測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数の取扱いについて」の記載に基づき、年度ごとに見直しを行います。